ニ　関西ＶＯＲを中心とする半径126kmの円内の区域のうちN34°14′38″E133°51′29″の地点とN33°37′14″E134°14′22″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

8　次に掲げる区域の直上空域で高度1,500mを超え5,500m以下のもの

イ　N34°48′20″E135°24′13″の地点を中心とする半径86kmの円内の区域であって、かつ、明野ＮＤＢを中心とするN34°40′19″E136°07′39″の地点とN34°31′00″E136°19′05″の地点を結ぶ直線の南側にあるもの

ロ　N34°13′00″E134°28′35″の地点、N34°13′00″E134°19′32″の地点、N34°11′36″E134°19′00″の地点、N33°58′01″E134°19′00″の地点、N33°58′27″E134°33′23″の地点及びN34°13′00″E134°28′35″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

ハ　徳島ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径27kmの円内の区域のうちN34°13′00″E134°19′32″の地点とN34°11′36″E134°19′00″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

9　N33°58′27″E134°33′23″の地点、N33°58′01″E134°19′00″の地点、N33°37′02″E134°19′00″の地点、N33°36′07″E134°40′43″の地点及びN33°58′27″E134°33′23″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え5,500m以下のもの

10　次に掲げる区域の直上空域で高度5,800m以下のもの

イ　N35°05′57″E134°49′08″の地点、N34°56′03″E133°58′24″の地点、N34°14′38″E133°51′29″の地点、N34°17′01″E133°57′30″の地点、N34°22′32″E134°25′24″の地点、N34°47′34″E135°00′35″の地点、N34°49′19″E135°09′38″の地点及びN35°05′57″E134°49′08″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

ロ　関西ＶＯＲを中心とする半径126kmの円内の区域のうちN34°56′03″E133°58′24″の地点とN34°14′38″E133°51′29″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

11　N34°49′19″E135°09′38″の地点、N34°47′34″E135°00′35″の地点、N34°22′32″E134°25′24″の地点、N34°13′00″E134°28′35″の地点、N34°13′00″E134°50′28″の地点、N33°55′51″E135°09′41″の地点、N33°46′36″E135°05′00″の地点、N33°42′04″E135°05′00″の地点、N33°52′03″E135°13′43″の地点、N33°53′10″E135°16′14″の地点、N34°33′51″E135°28′30″の地点及びN34°49′19″E135°09′38″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域（南紀ＶＯＲ（N33°40′E135°22′）を中心とする半径25kmの円内の区域に係るものを除く。）で高度6,100m以下のもの

12　N34°13′00″E134°50′28″の地点、N34°13′00″E134°38′38″の地点、N34°05′27″E134°42′32″の地点、小松島ＮＤＢ（N33°59′E134°39′）、N33°43′23″E135°05′00″の地点、N33°55′51″E135°09′41″の地点及びN34°13′00″E134°50′28″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域（徳島ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径10kmの円内の区域に係るものを除く。）で高度900mを超え6,100m以下のもの

13　次に掲げる区域の直上空域で高度1,500mを超え6,100m以下のもの

イ　N34°13′00″E134°38′38″の地点、N34°13′00″E134°28′35″の地点、N33°58′27″E134°33′23″の地点、小松島ＮＤＢ、N34°05′27″E134°42′32″の地点及びN34°13′00″E134°38′38″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

ロ　徳島ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径10kmの円内の区域のうちN34°13′00″E134°38′38″の地点とN34°05′27″E134°42′32″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの

14　小松島ＮＤＢ、N33°58′27″E134°33′23″の地点、N33°36′07″E134°40′43″の地点、N33°35′00″E135°05′00″の地点、N33°43′23″E135°05′00″の地点及び小松島ＮＤＢを順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え6,100m以下のもの

附　則

この告示は、平成二十六年二月六日から施行する。

○国土交通省告示第二十号

南部大阪都市計画事業新住宅市街地開発事業和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

工区番号

24―1、28―10、28―11、30―2、30―6、30―7、32―1、32―2、33―3、34―1、34―2、34―3、35―1、35―2、35―3、35―4、35―5、35―6、35―7、36―2、37―2、37―5、39―3、40―7、50―6、50―7、52―3、52―4、52―5、69―3、69―5

○国土交通省告示第二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

榎谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十年建設省告示第千二百六十四号で指定した榎谷川に掲げる土地の区域を除く。）

三重県津市美杉町石名原

字所野　七六六番一　一号

字アシ山　九七〇番　十八号

九七一番　十四号から十七号まで

九七二番　二号から十二号まで

九七三番　十三号

○国土交通省告示第二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

前田沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県横手市大森町八沢木

字本木　一一〇番地先水路敷　一号及び二十八号

一〇二番一　三号

字前田　一五番一　四号

一七番一　五号

二八番九　六号

二八番一　七号から十号まで及び十三号から十七号まで

二八番五　十一号

二八番三　十二号

字北野　一番三　二号

一四五番三　十八号

一四五番一　十九号から二十四号まで

一二六番一　二十五号

一四一番一　二十六号

一三七番五　二十七号